

令和6年第3回農業委員会総会会議録

令和6年第3回船橋市農業委員会総会を3月8日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員（14人）

石山 幸男	齋藤 教子	金子 しのぶ	豊田 豊	長嶋 雄一	小川 晃	平野 恵昭
神山 茂樹	高橋 光一	藤家 雅子	藤平 尚志	穴倉 由紀雄	藤城 孝義	岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

海老原 寿生	伊藤 賢司
--------	-------

局長

総会に先立ちまして、皆様方にご報告がございます。

本日、千葉県東葛飾農業事務所の農地転用業務の担当者にお越しいただいております。まず、その経緯につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

それでは、説明いたします。

去年10月の総会で皆様にご審議及び議決いただきました農地転用の農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請についての案件についてです。皆様に承認相当として議決をいただいたところですが、総会終了後に千葉県から第4条ではなく第5条で進達するよう連絡があり、承認についても同様に第5条として決定されました。

こちらについて総会で議決された内容と千葉県が承認した内容が異なるものとなりましたことから、その経緯等も含め、千葉県の農地転用業務の担当者から直接ご説明いただくこととなりましたので、今回、総会前にお時間を取らせていただきました。

それでは、よろしくお願いします。

東葛飾農業事務所

説明

局長	東葛飾農業事務所からの説明は以上になります。
議長	今の説明について、内容や経緯等も理解しておりますので、後ほどお声がけいただければ、ご不明点は直接ご説明させていただきたいと考えております。
	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回農業委員会総会を開催いたします。
	事務局、傍聴人はおりますか。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。
	（「はい」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。
	1番、石山幸男委員と、3番、金子しのぶ委員の両名をお願いいたします。
	それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い、審議に入ります。
	局長。
局長	農地法第3条許可申請について、議案第1号の1を上程いたします。
議長	本議案につきまして、齋藤審査班長の報告を求めます。
齋藤審査班長	それでは、今月5日、小川晃委員、海老原寿生推進委員とともに審査いたしましたので、申請班としての所見を申し上げます。
	議案書2ページ、地図1から2ページをご覧ください。
	議案第1号の1につきましては、三咲に在住の譲受人が、当該用地を母から贈与により取得し、農業経営の継承を図るものです。
	農業従事者は3名、世帯従事日数は1,050日、農機具を一式保有しております。
	以上、本議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていることから、許可相当と思われます。

議長	以上です。 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はございませんでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。 本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって許可とすることに決しました。 局長。
局長	農地法第4条許可申請について、議案第2号の1を上程いたします。
議長	本議案につきまして、平野審査班長の報告を求めます。
平野審査班長	それでは、今日5日、高橋光一委員、伊藤賢司推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。 議案書3ページ、地図3から5ページをご覧ください。 議案第2号の1につきましては、近隣住民の要望を受けて駐車場として整備し貸し出すものです。 申請地は畑で、隣接地は現況宅地の畑、宅地及び公衆用道路となっており、整備に当たり周囲は既存ブロックにて防除し、また、雨水については碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れおそれはないものと思われま す。 なお、申請地に隣接する畑は現況が宅地であるため、隣接地に農地はありません。 資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。 農地区分については、申請地が東船橋駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域となるため、第2種農地と判断します。 以上、本議案につきましては、許可相当と思われま す。 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はございませんでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の1を上程いたします。

議長

本議案につきまして、齋藤審査班長の報告を求めます。

局長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図6から8ページをご覧ください。

議案第3号の1につきましては、土木業を営む譲受人が、事業拡大にともない既存の資材置場が手狭となったため、本社敷地に隣接する申請地を取得し、資材置場として整備するものです。

申請地は田で、隣接地は水路及び雑種地となっており、整備にあたり周囲にはネットを施工し、また、雨水については集水ますへ排水することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地はありません。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われます。

以上です。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

局長
議長
平野審査班長

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第3号の2から4を上程いたします。

本議案につきまして、平野審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図9から11ページをご覧ください。

議案第3号の2につきましては、建設業を営む譲受人が、現在借り受けている既存の駐車場及び資材置場を返却することにともない、自社所有の置場に隣接する申請地を取得し、駐車場及び資材置場として整備するものです。

申請地は田で、隣接地は田、用悪水路及び雑種地となっており、整備に当たり周囲には単管パイプ柵及び土留め鋼板を施工し、また、雨水については砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に隣接していることから、第2種農地と判断します。

議案書4ページ、地図12から14ページをご覧ください。

議案第3号の3につきましては、建設業を営む譲受人が、現在借り受けている既存の駐車場及び資材置場を返却することにともない、既存地及び本社から近く、利便性の良い申請地を賃借し、駐車場及び資材置場として整備するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲には仮囲いを施工し、また、雨水については砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集団的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に隣接していることから、第2種農地と判断します。

議案書4ページ、地図15から17ページをご覧ください。

議案第3号の4につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地8棟として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、宅地、公衆用道路及び雑種地となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は雨水貯留施設、汚水・雑排水は合併浄化槽をそれぞれ設置し排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農地転用業者から農作業にともなう生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請地は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用業者が土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者への事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続については、現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地区分については、現地在住宅地や事業用施設、公共・公益的施設が連担している区域であることから、第3種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われま

す。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はありませんでしょうか。

石山委員	石山委員。
石山委員	2号議案についてですが、こちらの資材置場は駐車場がなくなるということで新たに建てるって伺ったんですけど、この地図を見ると、今回、申請地と隣にも同じ所有者の資材置場があるんですけど、これがなくなるんですか。それともこれに増やす形で今回申請があったんですか。
平野審査班長	ほかの場所で借りていまして、そこを返さなければいけないということで、今使っている土地の隣を借るという申請になります。
石山委員	増やすということですか。
平野審査班長	はい。
石山委員	分かりました。
議長	ほかにご質問等はございませんでしょうか。
議長	（「異議なし」の声あり） 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。 本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。 局長。
局長	農地法第5条許可申請について、議案第3号の5から7を上程いたします。
議長	本議案につきまして、齋藤審査班長の報告を求めます。
齋藤審査班長	それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。 議案書5ページ、地図18から20ページをご覧ください。議案第3号の5から7につきましては、関連議案でありますので、一括説明いたします。 議案第3号の5から7につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地9棟として転用するものです。

申請地は田で、隣接地は田及び水路となっており、整備に当たり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は雨水貯留施設、汚水・雑排水は合併浄化槽をそれぞれ設置して排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、申請地周辺には農地が存在するため、農地転用事業者から農作業を行う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地は全て船橋市所有のものであることから特に説明は要せず、また、都市計画法の手続については、現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が船橋日大前駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域となるため、第2種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われます。

以上です。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

特定農地貸付けの承認申請について、議案第4号の1を上程いたします。

議長
齋藤審査班長

本議案につきまして、齋藤審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書6ページ、地図21から23ページをご覧ください。

議案第4号の1につきましては、特定農地貸付けの承認申請についてでございます。本件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項に基づき承認申請が提出されたもので、目的は市民農園の開設です。

申請地は、田喜野井2丁目の畑2筆、面積は4,300平方メートルのうち1,950平方メートルで、市街化区域内の生産緑地に指定されている農地であります。

総区画数は74区画で、1区画20平方メートルが28区画、24平方メートルが38区画、28平方メートルが6区画、30平方メートルが2区画となっております。

本申請に先立ち、令和6年2月19日付で船橋市と農地所有者である開設者との2者で、法律で規定されている貸付協定が締結され、本申請に写しが添付されております。

貸付協定において、開設者が都市農地を適切に利用していないと認められる場合には、協定を廃止する旨などがうたわれております。

また、申請書に添付された農地所有者と利用者の間で取り交わす特定農地貸付規程にて、10アール未満の農地の貸付けで広く利用者を対象としていること、営利を目的としない農作物の栽培であること、貸付期間が5年を超えないこと等が確認できました。これらは特定農地貸付けに係る基準を満たすものと認められます。

以上、本議案につきましては、承認相当と思われます。

以上です。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

石山委員。

石山委員

私の知識不足ですけれども、市民農園を開設した場合のメリットやデメリットを簡単に教えていただきたいです。

議長	事務局。
事務局	市民農園を開設するメリットは、土地の所有者が耕作できない土地をほかの方に広く使っていただくことによって耕作の手間が省けるということが1つ挙げられるかと思います。
	また、市民農園を貸し出すことによって、1区画当たり幾らという価格が定められておりますので、金銭面の収入というのも受けられると考えております。
石山委員	これは市民農園と銘打っていますけれども、例えば市役所からのインセンティブなどはないですか。
議長	事務局。
事務局	今回の市民農園の開設については市役所と農地の所有者のあいだで貸付協定を結んでいて、実際に市民農園で利用する方などは広報に掲載して募集するなど、市のサポートを受けられる形になっております。
石山委員	練馬区の市民農園での視察では、練馬区で補助金もあるという話を伺ったと記憶しているのですが、船橋市ではそういった補助金などはないでしょうか。
議長	事務局。
事務局	今回の市民農園の開設については、金銭的な補助の有無は確認しておりません。
石山委員	ありがとうございます。
齋藤審査班長	はい。
議長	齋藤委員。
齋藤審査班長	練馬区の市民農園の補助金は練馬区独自の補助金であり、国としての補助金制度はないと認識しています。また、本議案での市民農園と、練馬区で補助金対象の市民農園では形式が違います。練馬区で広く行われているのは、園主が作物を決めて農業指導するという体験型農業です。今回の船橋の場合、指導はせずに、区割りだけして自分たちで自由に作るという方式です。ただ、その場合は農業委員会や市と契約を交わすということになっているようです。
	また、今回は、土地を持っている人が市と貸付協定を結んで、利用者を募集して貸すという方法です。だから、今回、このような

運営をするのは船橋市では初めての形式です。ただ、法律ではすでにありましたので、今までこういう契約が結ばれた例が船橋市にはなかったということです。

市と話していてすごいなと思ったのは、農地の持ち主が自分で開設して、区割りして、市民農園で自分で貸すんですけども、今回のような形式であれば、市の広報で募集かけてくれるというもので、土地を持っている方にとってはとてもいい市民農園に関する法律だと思います。

石山委員

生産緑地であることには変わりなく、固定資産税等の優遇は引き続きあるということですよ。

議長

事務局。

事務局

そうですね。生産緑地も引き続き受け入れることができますし、固定資産税も生産緑地の課税も受け入れることになります。

石山委員

こういう形というのは今後増える可能性はあるでしょうか。

議長

事務局。

事務局

今回の申請ですが、従前もこのような市民農園というものが行われていたところですが、基本的に市民農園というものが2つのやり方がございまして、今回の申請のように貸付協定を結んで貸し付ける方法と、あとは、先ほど齋藤委員がおっしゃったとおり、利用者に農業体験をしてもらうということで開設する方法があります。

今回の申請地も最初は、園主が何を作るかとかいった方針や指導などを含めて農業体験を行っていましたが、園主も高齢となり、園主主導で続けていくことがだんだんできなくなってきたという事情がございまして、今回、改めて法律にのっとって正式な手続をしようということで申請が上がりました。ほかにふるさと農園というものが市内にあるんですが、それも同じように今後手続を進めていくと農水産課から聞いております。

石山委員

ご丁寧にありがとうございます。

議長

ほかにご質問等はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ないようでしたら、採決いたします。

	本議案につきまして、特定農地貸付けの承認をすることに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって承認とすることに決しました。 局長。
局長	農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について、議案第５号の１を上程いたします。
議長	本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第５号の１につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。 議案書７ページ、地図２４から２５ページをご覧ください。 本議案につきましては、坪井町の田、面積は４７３平方メートルであります。 当該地は、昭和４９年頃から雑種地として周辺土地を一体利用されており、現在に至っております。 ２０年以上雑種地であった旨の証明として、平成元年１０月１８日撮影の航空写真が添付されております。 以上、本議案につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地と思われます。
議長	ただいまの事務局説明に対し、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	それでは、採決いたします。 本議案につきまして、農地法に基づく許可を要しない土地と判断する方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって許可を要しないと決しました。 局長。
局長	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案第６号を上程いたします。
議長	本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第６号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。議案書は８ページです。 本件につきましては、前原西３丁目に在住の申請人の父が令和５年１０月に死亡したことにより、生産緑地である前原西３丁目

の畑1筆、1,079平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として証明願の申請がありました。

事務局が調査したところ、現地が農地として利用されており、申請人から今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。

したがいまして、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご質問等はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって適格者と認定することに決しました。

局長。

局長

令和5年度第10次農用地利用集積計画について、議案第7号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第7号につきましては、令和5年度第10次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は9ページです。

農業経営基盤強化促進法附則第5条及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。

このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は小室町の田4筆、計3,541平方メートルに賃借権3年、2は神保町の現況畑の山林1筆及び豊富町の畑1筆、計5,402平方メートルに賃借権3年、3は高根町の畑1筆、1,770平方メートルに賃借権3年。以上をそれぞれ継続して設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認、調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

議長

以上です。

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和5年度第10次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

続きまして、協議事項に入ります。令和5年度最適化活動の点検・評価についてでございます。このことにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

右上に「令和6年3月総会協議事項資料1」と書かれた資料をお配りしておりますので、ご覧ください。本件の概要とスケジュールです。

まず、1、概要につきまして説明いたします。既にご存じのとおり、農業委員会は農業委員会等に関する法律第6条第2項により、農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施しなければなりません。また、この活動の透明性を確保するため、同法37条の規定により、最適化の推進の状況や事務の実施状況について公表しなければならないとされております。

令和4年2月2日に発出された農林水産省経営局長通知によりますと、各農業委員会は、最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し、この目標に照らして毎年度活動の点検・評価を行うこととされ、各推進委員は翌4月末までに、農業委員会は翌5月末までにそれぞれ点検・評価を行い、翌6月末までに市ホームページ等で公表するとともに、市長、県知事、千葉県農業会議等に報告することとされております。

続いて、2、スケジュールをご覧ください。参考に昨年の検討スケジュールを記載しております。

昨年の点検・評価については、農政小委員会に付託され、農政小委員会、農地利用最適化推進委員連絡協議会及び推進委員・農政小委員の合同会議において検討を行い、総会の決定を経て、公表、報告を行っております。

本日は参考のため、昨年度の最適化活動の点検・評価を資料2として添付しております。それぞれ別紙様式3、令和4年度推進委

員等の最適化活動の点検・評価、別紙様式4、令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価、別紙様式5、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表、別紙様式6、令和4年度の事務の実施状況、以上となり、主な内容は、担い手への利用集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3点について、それぞれ設定した成果目標及び活動目標に対する最適化活動の実施状況や目標の達成状況を点検・評価するものです。

先ほどご説明したとおり、農林水産省経営局長からの通知において、この点検・評価については5月末までに行うものとされていることから、本日は、船橋市農業委員会として令和5年度の最適化活動の点検・評価をどのように検討していくか協議をお願いいたします。

説明は以上です。

議長

本件について、ご意見はございませんでしょうか。

神山委員。

神山委員

この件に関しては、農政小委員会に付託するのがよろしいかと思います。

議長

ただいま神山委員より、農政小委員会に付託するとのご意見がございましたが、皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農政小委員会に付託することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。全員一致で付託することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

局長

事務局でございます。事務局より報告事項が7件ございます。

まず初めに、報告事項（1）、議案書は11ページから12ページになります。農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、1月中に9件の届出を受理いたしました。

報告事項（2）、議案書は13ページから16ページになります。農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、1月中に

16件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（１）及び（２）の届出につきましては、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

続きまして、報告事項（３）、議案書は17ページになります。転用許可に伴う工事完了報告について、4件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

報告事項（４）、議案書は18ページになります。農地転用許可後の工事進捗状況報告について、1件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

報告事項（５）、議案書は19ページになります。農地の転用事実に関する照会について、2件を局長専決として回答いたしました。

報告事項（６）、議案書は20ページになります。生産緑地地区における行為の制限の解除について、1件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので、報告いたします。

最後に、報告事項（７）、議案書は同じく20ページになります。また、別途お手元にございます配付資料、左上に①と書かれた「審査会に関係者が出席できなかった場合の扱いについて」、A4の資料があるかと思いますが、そちらも併せてご覧ください。

こちらにつきましては、内容を補足させていただきます。毎月、農地転用等の許可申請があった場合に、総会に先立って行っております審査会の運用方法の一部追加についてのご報告でございます。

毎月行っております審査会の具体的な方法については、法律上、特段の決まり事はございません。農業委員会等に関する法律第35条において、「農業委員会は農地等の所有者や関係者に対して出頭を求め必要な報告を徴することができる」ということができる規定がありますことから、本市におきましては、農業委員会の許可等が必要な農地の所有権移転や転用等の案件につきましては、関係者の出頭を求め、審査班の方々が直接関係者に土地の状況や考えを聴取し、審査の判断材料とさせていただいているところでございます。

今日まで、審査会当日、指定されたお時間にその関係者が出席できなかったという事例はなかったのですが、危うい場面は何回か

事務局

ございましたので、そういったことを防ぐ意味で、今回この内規を事務局で定めさせていただいた経緯でございます。

審査会当日に関係者がそろわないことで審査ができず、その結果、許可または県への進達が遅れることによって転用等の計画が延長してしまい、申請者に不利益が生じてしまう、そういうことがないように、万が一、審査会当日に関係者が出席できなかった場合を想定して、繰り返しになりますが、その運用等の新たな内規を定めさせていただいたものでございます。

それでは、その内容につきましては、担当のほうからこれから説明させていただきます。

それでは、お手元でございます配付資料①についてご確認いただきながら、ご説明させていただきます。

審査会に関係者が出席できなかった場合の扱いについて、船橋市農業委員会審査会設置に関する要綱第5条に審査について規定されていますが、審査会関係者が出席できなかった場合の扱いについて具体的に明示されていないことから、審査を円滑に進めるため、審査会の運営に関し、同要綱第8条条文中、会長が定めるものとして、審査会の運営に関し、次のとおり内規を定めるものいたします。

内規。やむを得ない事由。例えば公共交通機関の遅れや、病気、事故等が考えられると思います。そのようなやむを得ない事由により関係者が審査会に出席することが困難であると認められる場合、会長の判断により、関係者からの事情聴取を書面等によるものに置き換えることができるものいたします。

なお、運用に関しては次のとおりとします。

1、審査委員が質問及び確認事項等を整理した上で、審査班長が書面等にて関係者に照会し、回答を求めるものとする。

2、照会を受けた関係者は審査班長に回答を行い、その内容に疑義が生じた場合においては、再度、審査委員が同様の手続を取るものとする。

3、審査委員は回答に基づき調査票を作成し、総会までに会長の承認を受けるものとする。

以上、事務局からのご報告でございました。

局長
議長

事務局からの説明は以上でございます。

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。(午後3時55分)

事務局

次に、事務連絡がございます。

事務連絡

議長

次に、農政小委員長より連絡事項がございます。

農政小委員長

連絡事項

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後 4 時 0 3 分第 3 回農業委員会総会の閉会を宣言した。